

## 【山梨中銀ダイレクト外貨定期預金の概要】

- 山梨中銀ダイレクト外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
- 為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

## 【外貨預金の主なメリット・デメリット】（円貨で外貨預金を作成した場合）

### <メリット>

円安になると預金利息の他、為替差益を享受できます。

### <デメリット>

円高になると為替差損が発生し、元本割れのリスクがあります。為替相場に変動がなくても、銀行手数料で元本割れのリスクがあります。

## 特に重要な事項

- 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（例えば、1米ドルあたり50銭、1ユーロあたり75銭、1オーストラリアドルあたり1円）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します）。

したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

- 山梨中銀ダイレクト外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 外貨預金は、クーリングオフの対象外です。

## ■山梨中銀ダイレクト外貨定期預金の概要

平成29年7月17日現在

項目	説明事項
商品名	・山梨中銀ダイレクト外貨定期預金
商品概要	・山梨中銀ダイレクト外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預入期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている自動継続の外貨定期預金です。
預金保険	・外貨定期預金は預金保険の対象外です。
販売対象	・個人お客さま。 ただし、未成年の方は対象外とさせていただきます。
預入期間 預入通貨 預入金額	・預入期間：1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年の4種類 ・預入通貨：米ドル、ユーロおよびオーストラリアドル ・預入金額：100通貨単位以上5万通貨未満
預入 (1) 預入方法 (2) 預入単位	・一括預入 ・1補助通貨単位
払戻方法	・満期日に一括してお支払いします。
利息 (1) 適用利率  (2) 利払方法  (3) 計算方法	①当行所定の利率（原則として、1週間ごとに変更します。） なお、利率につきましては変動がございますので、その都度当行ホームページ（ <a href="https://www.yamanashibank.co.jp/">https://www.yamanashibank.co.jp/</a> ）またはフリーダイヤルでご確認ください。 ②預入時または継続日の利率を満期日まで適用します。  ・自動継続後の利率は、継続日における預入期間に応じた当行所定の利率を適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。  ・付利単位を補助通貨単位とし、1年を365日とする日割により計算します。
税金について	・利子所得は源泉分離課税として課税されます。 ・復興特別所得税の追加課税により、平成49年12月31日までの間、税率20.315%（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。 ・お利息はマル優の対象外です。 ・為替差益への課税 為替差益は「雑所得」となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。 ・為替差損は他の黒字の雑所得から控除することができます。他の所得との損益通算はできません。 ・くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。
手数料および適用相場	お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
期日後利息 (1) 利率 (2) 計算方法	・解約日の外貨普通預金利率と同率です。 ・付利単位を補助通貨単位とし、1年を365日とする日割により計算します。
期日前解約時のお取り扱い	・原則として期日前解約はできません。 ・万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用金利は、期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
付加できる特約事項	・特にございませぬ。
お問い合わせ先	・お取引店または下記までお問い合わせください。 ・055-224-1159（山梨中央銀行 営業統括部）

<p>当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</li> </ul>
<p>当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ございません。</li> </ul>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本サービスで口座開設された外貨定期預金は、店頭窓口での解約はお取扱いいたしません。</li> <li>・ 通帳、証書は発行いたしません。お取引内容は、山梨中銀ダイレクトより照会することができます。</li> <li>・ 本取引のお申込みに際しましては、お取引の内容を十分にご検討のうえ、お客さまご自身の責任と判断に基づいて当行あてお申し込みください。</li> <li>・ 為替相場の急激な変動等により、お取扱いを中断する場合があります。</li> <li>・ 本書面の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更する場合があります。</li> </ul>

## ■外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場

平成29年7月17日現在

お預け入れ・お引き出し方法		手数料・金利等
お預け入れ	円預金からのお振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円を外貨にする際（預入時）には、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用します。</li> <li>・TTS レートには為替手数料（1米ドルあたり 50 銭、1ユーロあたり 75 銭、1オーストラリアドルあたり 1 円）が含まれています。</li> <li>・公示相場は、日中、市場相場が大きく変動した場合には予告なく変更されることがあります。</li> </ul>
	ご本人の外貨預金からのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。ただし、異なる通貨の外貨預金、および同一通貨の外貨定期預金からのお振替はできません。
お引き出し	円預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用します。</li> <li>・TTB レートには為替手数料（1米ドルあたり 50 銭、1ユーロあたり 75 銭、1オーストラリアドルあたり 1 円）が含まれています。</li> <li>・公示相場は、日中、市場相場が大きく変動した場合には予告なく変更されることがあります。</li> </ul>
	ご本人の外貨預金へのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。ただし、異なる通貨の外貨預金、および同一通貨の外貨定期預金へのお振替はできません。

\* 上記手数料には消費税等はかかりません。

## ■自動継続外貨定期預金の特徴

ポイント 1 = 満期日に元金と税引後のお利息を外貨のまま自動的に継続いたします。

ポイント 2 = 満期継続時にご来店いただく必要がありません。

## ■適用相場による元本割れリスク

為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり 1 円、1ユーロあたり 1 円 50 銭、1オーストラリアドルあたり 2 円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

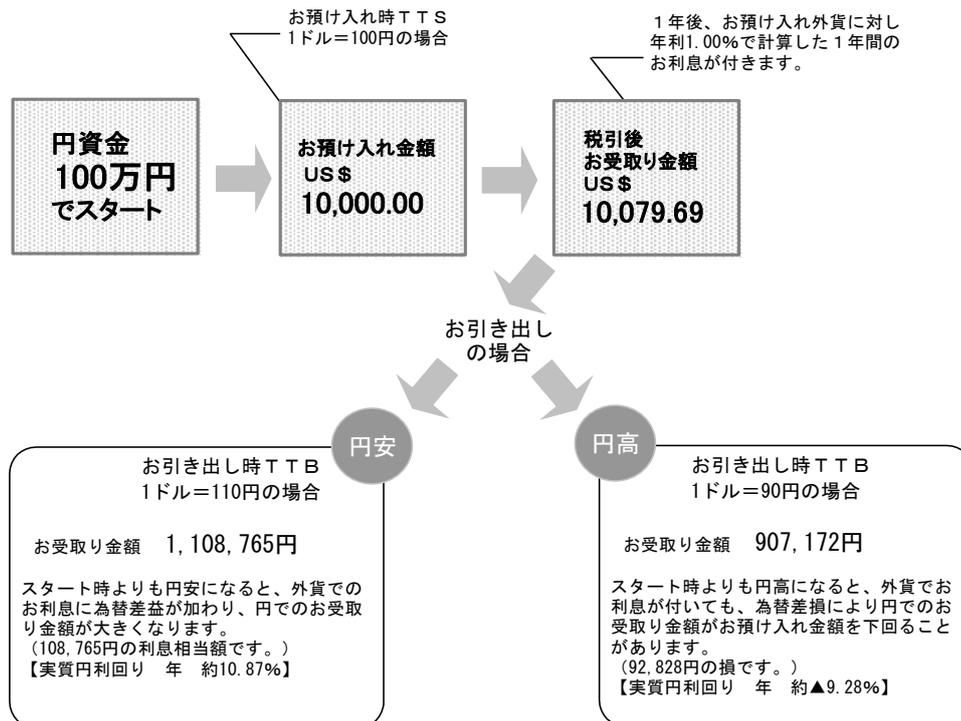
〈米ドルの仲値がお預け入れ時もお引き出し時も 100 円で変わらなかった場合〉



## ■外貨預金の運用例

山梨中銀米ドル建外貨定期預金の運用例

例えば、お客さまが円資金 100 万円を米ドル建外貨定期預金 1 年間、年利 1.00% で運用した場合



※ 税額は「復興特別所得税」を加味して計算しています。

### ■本人確認について

ご新規のお取引の場合には、運転免許証などの公的書類によってご本人の確認をさせていただいております。

### ■取扱店について

全店でお取扱いいたします。

### ■外貨定期預金説明書（契約締結前交付書面）兼外貨預金等書面その他の書面の交付方法

本書面は、PDF によるダウンロード方式（銀行法施行規則 14 条の 11 の 8 第 1 項第 1 号ロ）により電磁的に交付します。なお、電磁的交付等を受けるためには、当行が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフト、および推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とします。

山梨中銀ダイレクト外貨定期預金では、お客様に、本書面（外貨預金等書面）を交付し、契約締結時交付書面を不要とする旨を意思表示をさせていただきます（銀行法施行規則 14 条の 11 の 29 第 1 項 1 号）。また、契約締結前交付書面等の電磁的交付に同意いただけないお客様は、店頭でのお取引となりますので、ご来店いただきますようお願いいたします。

[ 商号・住所 ] 山梨中央銀行 山梨県甲府市丸の内 1 丁目 20 番 8 号

[ 問い合わせ先 ] お取引店または 055-224-1159（山梨中央銀行 営業統括部）までお問い合わせください。